

アクセスチェッカー運用規程

平成 30 年 6 月 21 日制定
一般社団法人千葉県トラック協会

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」という。）が、保有するアクセスチェッカー（以下「診断機器」という。）を会員事業者へ貸出し、会員事業者が雇用する運転者に対して検査結果票から運転特性を認識させ、今後の安全運転につなげる他、会員事業者が運転者に対する指導・監督に活用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(管理・運用)

第 2 条 診断機器の管理・運用は、次のとおりとする。

- (1) 千ト協は、「アクセスチェッカー貸出簿」により管理・運用を行う。
- (2) 貸出期間中の管理は、会員事業者に委託するものとする。
- (3) 貸出期間中に機器類の損傷や盗難等が生じた場合は、その会員事業者が賠償責任を負う。
- (4) 貸出終了後、診断機器の返却を行うとともに「アクセスチェッカー利用報告」に必要事項を入力し、千ト協に提出する。

(利用申込み)

第 3 条 診断機器の利用申込みは、次のとおりとする。

- (1) 利用しようとする会員事業者は、WEB 申込フォームから必要事項を入力し、千ト協に提出する。
- (2) 千ト協と利用する会員事業者は利用申込みについて相互に連絡・調整を行う。

(貸出し)

第 4 条 診断機器の貸出しは、次のとおりとする。

- (1) 貸出し対象
会員事業者とする。
- (2) 対象地域
千葉県内とする。
- (3) 受診者
会員事業者には雇用されている運転者とする。
- (4) 貸出し台数
1 会員事業者 1 台とする。

(5) 貸出し期間

2週間とする。(前後の配送期間を除く)

(最終日が休日の場合は、翌営業日に返却する)

(搬入・回収等)

第5条 診断機器の搬入・回収は、次のとおりとする。

(1) 搬入

千ト協は、会員事業者と搬入日を連絡調整の上配送搬入し、配送費用は会員事業者が着払いにて負担する。

(2) 回収

借り受けた会員事業者は、指定された宛先に使用期間終了後速やかに発送する。配送費用は千ト協が負担する。

(3) 確認

返却を受けた診断機器に損傷等不具合があった場合は、事実確認を行い、借り受けた会員事業者に請求するものとする。

(秘密の保持)

第6条 千ト協は、回収した診断機器の記憶装置に保存されている検査データは会員事業者と連携を図り、秘密の保持に努める。

(費用)

第7条 利用は無料とする。ただし、診断機器の配送費等は、搬入時のみ借り受ける会員事業者の負担とする。

(規程の改定)

第8条 本規程の改定は、千ト協交通対策委員会において行う。

(附 則)

この規程は平成30年8月1日から実施する。

- 令和3年3月15日 一部改正 (WEB申込みへの変更)
- 令和4年2月22日 一部改正 (貸出し期間の変更)
- 令和4年10月3日 一部改正 (委員会名の変更)